

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

近年、自己破産申し立て件数は、年間 20 万件前後と高水準で推移しており、その多くは消費者金融等で多額の債務を負った多重債務者や中小零細事業者である。多重債務問題は、自殺、ホームレス等の要因ともなり、極めて深刻な社会問題となっている。

多重債務問題の要因として、貸金業者の多くが、貸金業の規制等に関する法律（以下、「貸金業規制法」という。）第 43 条の「みなし弁済」規定適用を前提に、利息制限法が定める制限金利（年 15 ～ 20 %）を上回るものの、刑事罰の対象となる出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という。）の上限金利である年 29.2 % より低い「グレーゾーン金利」といわれる高金利で貸し付けている実態がある。

出資法による日賦貸金業者、電話担保金融についても返済手段が多様化し、また、電話加入権の財産的価値が失われつつある今日において、年 54.75 % という特例金利を認める必要性もなくなっている。

国では、平成 19 年 1 月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。

羽村市議会は、国会及び政府に対し、今回の法改正にあたり次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 出資法第 5 条の上限金利を、少額短期貸付などの例外を設けることなく一律に利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること
- 2 貸金業規制法第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- 4 保証料名下での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

東京都羽村市議会議長 染 谷 洋 児

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

金融担当大臣 あて